

第6期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案) のパブリックコメントの結果について

1 実施期間

平成26年11月15日（土）から12月1日（月）まで

2 周知方法

- (1) 広報おうめ 11月15日号
- (2) 市ホームページ
- (3) 青梅市行政メール

3 閲覧場所等

各市民センター（11か所）、中央図書館、福祉センター、各保健福祉センター（2か所）、行政情報コーナー、市ホームページ

4 意見提出方法

閲覧場所に備え付けの用紙または市ホームページからダウンロードした用紙へ意見・必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出

- (1) 直接高齢介護課へ提出
- (2) 郵送
- (3) FAX
- (4) 電子メール

5 意見提出者数：3名（意見詳細および回答は別紙のとおり）

No	項目	ご意見の概要	市回答
1		<p>認定率の減少や給付費の削減等が図れるよう、以下の提案をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おうちでヘルプサービス 保険前の方（ヘルパーなどがリハビリ。監修はPTなど） ・ミドルエイジを取り組む（予備軍を減らす。健康高齢者を増やすため。メタボリックシンドロームはアルツハイマーの中年期オッズ比2.0～2.3と高いため、早期からの対策が必要ではないか。） ・活き活きサロンで運動の専門家監修、個別評価の下にボランティア、学生などが関わり運営（地域クラブ、老人クラブ、シルバー人材センター登録者など） ・「つめちゃん体操」（仮名）考案実施。体操リーダー養成し、行事などで普及啓発を図る。 	<p>今後、介護予防への取り組みが重要になってまいります。</p> <p>新たな訪問サービス、高齢者が高齢者を支える仕組みづくり、介護予防リーダーの育成など、地域支援事業のなかで、検討、実施してまいります。</p>
2	配食サービス事業	第1項の「2 配食サービス事業」の本文末に次を追加。「また、新たに、昼食を4～5人のグループで、週1回、ボランティア家庭で談笑しながらいただく試みに乗り出します」。	配食サービスの重要性は認識しており、現在も安否確認を行なながらお弁当の配達をしていますが、今後このサービスにおいてどの様なことができるか、社会福祉協議会やボランティア・市民活動センターと検討してまいります。
3	ボランティア・市民活動センターの運営	第1項の「1 ボランティア・市民活動センターの運営」の本文末に次を追加。「ボランティアへは、善意の志（こころざし）に頼るだけでなく、一定の報われ方を工夫します、参加者が広がり活動が長く続くように、この3年間でさまざま試みてみます。また、認知症対応などのボランティアにあっては、ウツなどメンタルな健康にも配慮します」。	計画では事業の基本的方向を示させていただいております。地域の担い手づくりの重要性は認識しておりますので、高齢者が地域を支える担い手として活躍できるような基盤整備に取り組んでまいります。ボランティアの在り方についてはボランティア・市民活動センター、社会福祉協議会と協議してまいります。
4	地域福祉活動の推進	第3項の次に第4項を新設。事業名「第4項 気軽に行ける居場所の確保」。事業の内容「“認知症カフェを”青梅市内に、いくつも、あちこちに、つくると言ってもいい。認知症高齢者と家族が、ティサービスとは別に、気軽に立ち寄り、あるいは近在の人といっしょに、あるいは医療看護介護の専門職も交えて、楽しく過ごす。相談事も出来る。そういう場を、“委託”も含め、次の3年間の早い時期につくりたい」。	第3章第3節第2項（3）の5の中にあります「集いの場の提供」の中で、認知症カフェについて検討してまいります。
5	包括的支援事業の推進	第2項の4行目。「多様な機関との連携協働」は「官民を問わず多様な機関との連携協働」と改訂する。	第3章第3節第2項の4行目は、「官民を問わず多様な機関との連携協働・・・」と改訂します。
6	包括的支援事業の推進	「包括的支援事業」。 ①すえひろ、梅の園の包括センターは納得し、承知したのでしょうか？よく、仕事が手一杯と聞かされています。 ②見直し後には、委託費は増加されるのでしょうか。当然、人件費増が考えられますが、それへの配慮は青梅市はされるのでしょうか。 ③包括支援センターを1つ増やして4つにする案は検討されたのでしょうか。人口から考えると3つは少ないのではないのでしょうか。以上は、すべて質問です。	<p>①②地域包括支援センターの役割は今後ますます重要になってきます。これに対応するため、第3章第3節第2項（1）の5にありますとおり、地域包括支援センターの機能強化を図り、予算の増額を検討しています。</p> <p>③第2章第4節の日常生活圏域について、介護保険運営委員会において協議のうえ、現行の3圏域となりました。</p>
7	認知症サポートー養成講座	「（3）認知症施策の推進」の「2 認知症サポートー養成講座」の本文末に次を追加。 「認知症サポートー養成講座の上級として、認知症サポートー・フォローアップ講座を設ける。認知症サポートー養成講座修了者に受講を勧め、認知症対応事業の地域の担い手を数多く質高く養成していく」。	第3章第3節第2項（3）の2に、認知症サポートー向けのステップアップ講座を実施する旨を加えます。

No	項目	ご意見の概要	市回答
8	認知症の方および家族の方への支援	「5 認知症の方および家族の方への支援」の本文末に次を追加。「「認知症家族の会」を包括の地域ごとに1つとして全部で3つ、「認知症カフェ」を3つ以上、次の3年間のできるだけ早い時期につくる」。	第3章第3節第2項（3）の5の中にあります「集いの場の提供」の中で、認知症家族の会および認知症カフェについて検討してまいります。
9	認知症施策の推進	(7)の次に(8)を新設。事業名「(8)認知症について青梅市中央図書館と連携」。事業内容「①現在「認知症図書リスト」を、四者協働の形で、青梅市中央図書館と青梅市立総合病院・患者図書室の蔵書を、認知症家族の会・青梅ネット編集、青梅市高齢介護課印刷で作成し、広く青梅市民に提供しているが、これを当面、3年に一度、改訂発行していく。②青梅市内の認知症の病院と施設の数は、全国的にも例がないほど多い。この地の利を生かし、病院施設等の認知症関連の図書と資料を、青梅市中央図書館に集中的に収集し、収蔵保管、展示貸し出しをして、全国的にも例がないユニークな図書館にしていく。このため中央図書館と連携を深めていく。青梅市民と、青梅の病院施設で働く職員は、認知症に関して、大いなる益を得ることになるであろう。	第3章第3節第2項にあります「多様な機関との連携協働」に青梅市中央図書館等も含まれています。 ご指摘のとおり、このような機関との連携も含め、認知症の知識を広めていきたいと考えています。
10	認知症施策の推進	「キャラバンメイト」が青梅市では生かされていないようです。折角の資格取得者です。生かしませんか。素案のどこかに、明記してほしいのですが。11/28の成木台連絡協議会で、あきる野市は生かし方を語っていました。川崎市はキャラバンメイト連絡協議会が活発で、十分、高齢介護課の活動の一翼を担っているようです。	第3章第3節第2項（3）の2にあります認知症サポーターの養成に努める中で、キャラバンメイトの活動についても充実を図りたいと存じます。
11	認知症施策の推進	新しい地域包括ケアシステムが着々と整えられているようです。しかし、認知症の人と家族の意見を聴いてそれを反映したようには、手続き的にも思えないのです。ぜひ、新しい試みとして、認知症の本人の意見を聞く機会を作っていただけませんか。	第3章第3節第2項（3）の5の中にあります「集いの場の提供」の中で、職員も参加し、お話を聞かせていただければと考えています。
12	「③転倒リスク」（4項目）	地域別でみた場合、第1地区と第2、3地区との比較では、かなり相違があるようになりますが…。	「転倒リスク者を地区別にみると、第1地区が20.5%、第2地区、第3地区が25.8%、25.7%となっており、第2地区と第3地区が第1地区より高くなっています。」に修正します。
13	「④栄養状態」（2項目）	「栄養状態については、…、女性の方が加齢による機能低下が著しい。」とありますが、文意がよくわからない。ここで問題にしているのは、「栄養状態に問題あり」の率を示しているのではないでしょうか。文意がよく伝わらないと思います。	「栄養状態については、以下の図に示すように、該当者は男女いずれも年齢が高くなるに従って、上昇しています」に修正します。
14	「⑨虚弱」について	「虚弱」の意味が分からず。例えば、「体力的な虚弱」なのか、「精神的な虚弱」なのか、それとも「知的な虚弱」なのか、何が虚弱なのかよく理解できません。	基本チェックリスト項目のうち、うつ予防に関する5項目を除いた20項目中、10項目以上が該当した場合、虚弱の判定となります。これは、運動器の機能向上、閉じこもり予防・支援、転倒、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防・支援から見た、虚弱となります。
15	「①知的能動性」（3項目）	地域別でみた場合、第2地区と第1、3地区との比較では、かなり相違があるようになりますが…。	「知的能動性を地区別にみると、第1地区が70.0%、第2地区が61.5%、第3地区が67.7%となっており、第1地区が一番高くなっています。」に修正します。
16	「②社会的役割」（1項目）	「社会的権割」は、「役割」の打ち間違いでないでしょうか。	「社会的権割」を「社会的役割」に訂正いたします。

No	項目	ご意見の概要	市回答
17	「③老健指標総合評価」(4行目)	地域別でみた場合、第2地区と第1、3地区との比較では、相違があるように思いますが…。	「老研指標総合評価を地区別にみると、第1地区が70.6%、第2地区が65.9%、第3地区が68.8%となっており、第1地区が一番高くなっています。」に修正します。
18	「③老健指標総合評価」(右上段グラフ)	表題「老健指標総合評価」は「老健」の打ち間違いではないでしょうか。	表題「老健指標総合評価」が間違いのため、「老研指標総合評価」に訂正します。
19	「■人口推計」(上段表の区分)	「第7期 - 空白 - 第8期」とありますが、「第6期 - 第7期 - 第8期」なのではないでしょうか。	人口推計の表の区分を、「第6期 - 第7期 - 第8期」に訂正いたします。
20	「■サービス受給者数およびサービス受給率」(1、2行目)	平成37年度の文章上の数値（受給者数、受給率）と表上の数値が不整合のように思いますが…。	文章上の数値と表の数値を合わせ、修正いたします。
21	表の「5 機能訓練事業」の「事業内容」の文言	「…、閉じ籠りの予防や…」とありますが、他のページでは全て「閉じこもり」になっているので、統一してはどうでしょうか。	「閉じ籠り」を「閉じこもり」に修正いたします。
22	表「2 自主グループ活動への支援」	「自主グループをホームページに掲載…」を「自主グループを市の広報紙やホームページ等に掲載…」としてはどうでしょうか。	自主グループを市の広報紙に掲載することは、紙面の都合等により困難ですが、その他の方法（生涯学習など）は可能であるため、「自主グループをホームページ等に掲載するなど…」に修正いたします。
23	【現状の課題】、【基本施策】、表「事業の内容」	「障害者」という文言が3ヶ所にありますか、「障がい者」に統一してはどうでしょうか。法律の名称等として使われる場合はそれに従うのはよいのでしょうかが、一般的な文章では配慮が必要だと思いますが…。	「障害者」の標記ですが、「障がい者福祉課」の課名のみ、「害」をひらがな標記していますが、それ以外は、漢字で標記しております。
24	表（上段）「2 市道区画線等の整備」の「事業内容」	市道の区画線を新設または再設置し、「歩行者と車両の通行区分を明確」にするときは、是非、車道左側に自転車の通行区画線を引いていただきたい。充分な通行幅を確保しなくとも、ただ区分線が引いてあるだけで安心して自転車に乗れます。自転車の事故防止に是非とも必要です。	警察署と今後の対応について、協議しておりますので、協議に基づき対応してまいりたいと思います。
25	表（下段）「2 消費生活に関する啓発相談事業」の「事業内容」	冒頭、「高齢者等」とありますが、「等」は特に必要ないのではないかでしょうか。必要なのであれば、どういうことを想定しているのでしょうか。	「高齢者等」を「高齢者」に修正いたします。
26	表（上段）「1 自治会との連携」の「事業内容」	「自治会との連携を強化」する必要はありますか、自治会未加入者が増えているようなので、こうした福祉事業においては未加入者を排除する事がないように、充分な配慮と手立てが必要だと思います。また、「自治会等」として、自治会以外との連携をも視野に含めた方がよいと思います。	自治会については、加入率の増に努めてまいります。自治会以外との連携については、第3章-第2節-第3項「見守りネットワークの充実」での記載のとおり、民間事業者等との連携に努めています。
27	表（上段）「3 社会福祉協議会との連携」の「事業内容」	「福祉コミュニティづくりの推進」における「地域活動とのネットワーク化」においては社会福祉協議会のみに限定せず、幅広く同協議会以外の民間団体をも視野に入れた連携が必要だと思います。「社会福祉協議会等」としては如何でしょうか。	御意見を踏まえ、事業名を「社会福祉協議会等との連携」に、事業の内容を「地域における民間福祉団体の中心的組織である社会福祉協議会および関係団体と連携し、地域活動とのネットワーク化を図ります。」に修正いたします。

No	項目	ご意見の概要	市回答
28	「〇 新しい総合事業の概要」の下段の表（左側）「（1）介護予防・生活支援サービス事業」の※の2番目	「基本チェックリストは、…、簡便にサービスにつなぐためのもの。」との説明ですが、「支援が必要だと、相談に来た者に対して」は、安易に「基本チェックリスト」に誘導することがないよう、丁寧に相談に応じるようお願いします。	ご指摘のとおり、介護認定申請が必要な方、基本チェックリストにより早期にサービス開始が必要な方など、丁寧に相談に応じてまいります。
29	表（下段）「5 訪問型・通所型サービス事業（訪問介護・通所介護）」	介護保険がめざしていた要支援者に対する予防給付は、身体状態の改善や重度化への予防を目的としていました。地域支援事業に移行することで、軽度のうちのケアで重度化させないという、ほんらいの目的を損なわない保障が維持できるのか心配です。質、量、両面からの基盤整備をきちんとしたうえで移行するよう期待します。	予防給付の内、地域支援事業に移行するのは通所介護と訪問介護ですか、引き続き必要な方へ必要な支援を行っていけるよう、自立支援、介護予防に必要な体制を整えてまいります。
30	表（下段）「高齢者クラブ健康づくりモデル事業」	モデル事業の支援を通じて、地域活動組織の育成を図るとありますが、市内の活動団体に対し、幅広く公募することを望みます。	対象は高齢者クラブから拡大する予定はありません。
31	表「6 地域ケア会議の推進」	他職種協同（？、協働）による個別事例のケアマネジメント支援を通じて、地域課題の把握へつなげるとありますが、利用者を蚊帳の外に置くことのないよう、なんらかの工夫が必要だと思います。	「他職種協同」を「多職種協働」に訂正します。
32	「（4）生活支援サービスの体制整備」（2行目）	「サービスを担う民間企業」とありますが、営利を目的とする経営体のようなニュアンスにとられますので、「民間事業者」としては如何でしょうか。	「民間企業」を「民間事業者」に訂正します。
33	表「3 介護給付費通知発送」	「利用しているサービスの種類・費用を通知」するとありますが、通知を受けた利用者が精神的負担を抱くことが無いよう、文章上の配慮と工夫をお願いします。	「介護給付費通知」は、介護サービスの利用者の皆様に、どのようなサービスをどのくらい利用したかをお知らせするとともに、介護保険制度の御理解を深めていただくことを目的に、年に3回を送付しています。通知の内容については、配慮と工夫に努めます。
34	表「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」	青梅市は地域が広くしかも地域包括センターが3ヶ所しかなく、基盤整備もなかなか困難なことでしょうが、市民の期待は大きいものと思われます。早い実現を期待します。	第6期事業計画の中で整備目標を定め、整備してまいります。
35	表「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」	「訪問介護」利用者は205人から93人に、「通所介護」も416人から223人へと半減し、平成37年度には0となります。「介護予防・生活支援サービス事業」の「訪問型・通所型サービス事業」（75ページ）が受け皿になるのだろうが、質、量とともに維持できるのか心配です。	予防給付にあります訪問介護および通所介護は、「介護予防・生活支援サービス事業」の「訪問型・通所型サービス事業」に移行となります。基本的に現行の事業者が継続して行う事業と、質、量が維持できるよう努めます。
36	「（2）相談・情報提供体制の充実」の「③市民への情報提供」	「…、介護保険制度の一層の周知を図るとともに、地域や各種団体の希望に応じて、制度の説明会等を開催し、広く市民に介護保険関連情報を提供」するとありますので、期待します。	引き続き、介護保険制度の周知に努めてまいります。